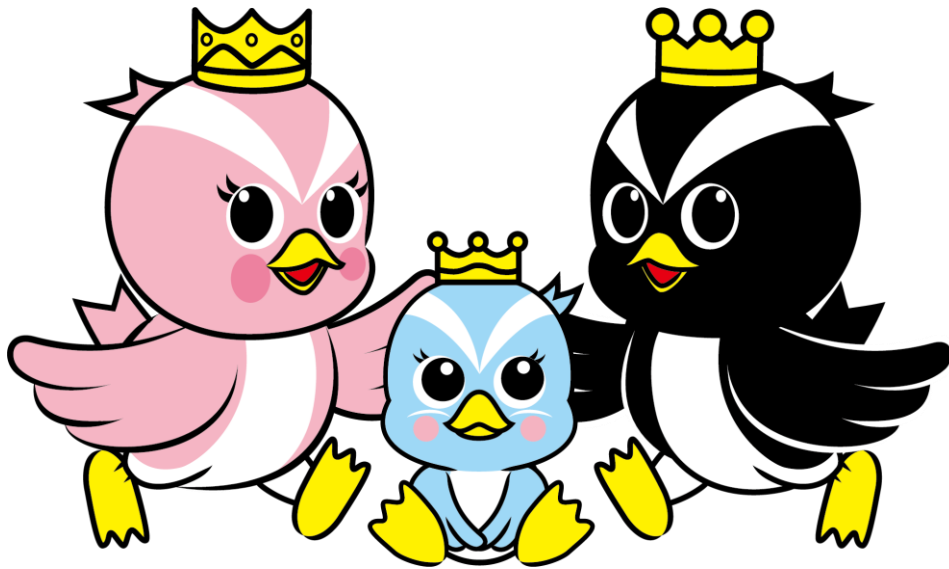


門川町

障がい福祉ガイドブック



令和 8 年 5 月

門川町 福祉課 障がい福祉係

〒889-0696

宮崎県東臼杵郡門川町平城東 1 番 1 号

電話：0982-63-1140（代表）

FAX：0982-63-1356

～ 目次 ～

1. 障害者手帳について

①身体障害者手帳	1
②療育手帳	2
③精神障害者保健福祉手帳	3

2. 手当・年金等について

①特別障害者手当	4
②障害児福祉手当	5
③特別児童扶養手当	6
④児童扶養手当	7
⑤宮崎県心身障害者扶養共済制度	8
⑥障害年金	9

3. 医療費について

①自立支援医療制度（更生医療・育成医療・精神通院）	10、11、12
②重度障がい者（児）医療費助成事業	12
③後期高齢者医療制度	13
④ひとり親家庭医療費助成事業	13

4. 福祉用具等について

①補装具	14
②軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業	15
③日常生活用具給付事業	16
④小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	17

5. 助成事業について

①人工血液透析患者通院交通費助成事業	18
②重度障がい者タクシー料金助成	18、19
③身体障がい者自動車運転免許取得助成事業	20
④身体障がい者自動車改造助成事業	21
⑤生活福祉資金貸付	21

6. 減免・割引等について

①所得税・住民税等の控除	22
②自動車税の減免	22
③NHK放送受信料免除	22
④かどっぴータクシー運賃割引	23
⑤タクシー運賃割引	23
⑥バス運賃割引	23
⑦鉄道運賃割引	24
⑧航空運賃割引	24
⑨船舶運賃割引	24
⑩かどがわ温泉心の杜入浴料割引	25
⑪携帯電話料金割引	25
⑫有料道路通行料割引	25

7. その他の支援事業について

①思いやり駐車場利用証	26、27
②駐車禁止規制適用除外標章	27
③障がい者雇用相談	27
④手話奉仕員派遣事業	27
⑤ヘルプマーク・ヘルプカード	28
⑥ことばの教室	28

8. 障害福祉サービス等について

①障害福祉サービス	29、30
②障害児通所支援	31
③サービス利用料	32
④相談支援事業所	32
⑤サービス利用までの流れ	33

9. 地域生活支援事業について

①移動支援事業	34、35
②日中一時支援事業	34、35
③訪問入浴サービス事業	34、35
④地域活動支援センター事業	34、35
⑤コミュニケーション支援事業	35
⑥相談支援事業	36
⑦成年後見制度利用支援事業	36

10. 門川町内の障がい者（児）福祉関係事業所一覧

門川町内の障がい者（児）福祉関係事業所一覧 37、38、39

11. 地域生活支援事業所一覧

地域生活支援事業所一覧 40、41

12. 障がい福祉行政機関等一覧

障がい福祉行政機関等一覧 42

1. 障害者手帳について

①身体障害者手帳

身体に永続する障がいのある人に交付される手帳です。

手帳を持っている人を対象として、障害者総合支援法等の各種法律で定められた福祉サービスや交通機関の運賃割引などのサービスがあります。

【対象となる障がい】

- 視覚障がい
- 聴覚障がい
- 平衡機能障がい
- 音声機能・言語機能・そしゃく機能障がい
- 肢体不自由（上肢・下肢・体幹）
- 内部機能障がい
 - ・心臓機能障がい
 - ・じん臓機能障がい
 - ・呼吸器機能障がい
 - ・ぼうこう又は直腸機能障がい
 - ・小腸機能障がい
 - ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい
 - ・肝臓機能障がい

【障がいの程度】

1級から6級まで（内部機能障がいは1級から4級まで）の等級に区分されます。

【申請に必要なもの】（本人が15歳未満の場合は、その保護者が申請します。）

- ・申請書
- ・県が指定する医師の診断書
（指定医については県のホームページに掲載されています。）
- ・顔写真（縦4cm×横3cm、上半身、脱帽、1年以内に撮影したもの）
- ・個人番号が確認できるもの

【交付】

宮崎県身体障がい者相談センターで、身体障害認定基準に基づき、障害認定の可否及び程度等級を決定し、該当者に手帳を交付します。

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 福祉課 障がい福祉係

こども課 子育て支援係 電話：0982-63-1140（代表）

※ 詳細については、役場担当係にお問い合わせするか、または「宮崎県身体障がい者相談センター」のホームページをご覧ください。

※ 手帳に該当するか等の事前のご相談は、かかりつけの医師（指定医）にご相談ください。

②療育手帳

18歳未満は児童相談所、18歳以上は福祉子どもセンターにおいて、知的障がいであると判定された人に交付される手帳です。

【障がい程度】

次の3段階に区分されます。

A（重度）：知能指数がおおむね35以下

B-1（中度）：知能指数がおおむね36～50

B-2（軽度）：知能指数がおおむね51～70

【申請に必要なもの】

- ・申請書
- ・顔写真（縦4cm×横3cm、上半身、脱帽、1年以内に撮影したもの）
- ・個人番号が確認できるもの

※事前に「北部福祉子どもセンター（0982-35-1700）」に判定の予約が必要です。

【交付】

- ・北部福祉子どもセンターで、本人には知能検査等を行い、保護者等からは本人の生活歴について調査を行います。
- ・それらを基に、IQ値や日常生活能力の程度と介護度（保健面、行動面）あるいは身体障がいの程度を勘案し、総合的に障がい程度が決定し、該当者に手帳を交付します。

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 福祉課 障がい福祉係

子ども課 子育て支援係 電話：0982-63-1140（代表）

※ 詳細については、役場担当係または「北部福祉子どもセンター（0982-35-1700）」にお問い合わせください。

③精神障害者保健福祉手帳

一定程度の精神障がいの状態にあり、日常生活または社会生活への制約がある人に交付される手帳です。

【障がい程度】

診断書での判定、または障害年金証書の等級で決定されます。

精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断され、1級から3級に区分されます。

1級： 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級： 日常生活に著しい制限を受けるか、又は、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級： 日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は、日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

【申請に必要なもの】

- ・ 申請書
- ・ 顔写真（縦4 cm×横3 cm、上半身、脱帽、1年以内に撮影したもの）
- ・ 個人番号が確認できるもの
- ・ 診断書（障害年金で申請する場合は不要）

【交付】

宮崎県精神保健福祉センターで、精神疾患（機能障害）の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判定し、該当者に手帳を交付します。

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 福祉課 障がい福祉係

こども課 子育て支援係 電話：0982-63-1140（代表）

※ 詳細については、役場担当係にお問い合わせするか、または「宮崎県精神保健福祉センター」のホームページをご覧ください。

2. 手当・年金等について

①特別障害者手当

20歳以上の方で、著しい重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給される手当です。

【手当額】 ※手当額は改定される場合があります。

月額30,450円（令和8年4月～）

【申請に必要なもの】

- ・特別障害者手当認定請求書
- ・診断書（省略できる場合もあります）
- ・特別障害者手当所得状況届
- ・戸籍謄本
- ・その他

【支払】

毎年2月、5月、8月、11月に、支払月の前月までの分が支払われます。

支払月	2月	5月	8月	11月
支給対象月	11月～1月分	2月～4月分	5月～7月分	8月～10月分

【所得制限】

申請者本人、その配偶者又は生計をともにする扶養義務者の前年の所得額が、限度額を超えるときは、手当が支給されません。

【その他】

次の場合には手当が受けられません。

- ・障害者総合支援法で定める障害者支援施設などに入所されている方
- ・養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所されている方
- ・病院、診療所又は介護老人保健施設に継続して3か月を超えて入院されている方

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 福祉課 障がい福祉係 電話：0982-63-1140（代表）

※ 詳細については、役場担当係にお問い合わせするか、または「宮崎県」のホームページをご覧ください。

②障害児福祉手当

20歳未満の方で、重度の障がいのため、日常生活において常時の介護を必要とする方に支給される手当です。

【手当額】 ※手当額は改定される場合があります。

月額16,560円（令和8年4月～）

【申請に必要なもの】

- ・ 障害児福祉手当認定請求書
- ・ 診断書（省略できる場合もあります）
- ・ 障害児福祉手当所得状況届
- ・ 戸籍謄本
- ・ その他

【支払】

毎年2月、5月、8月、11月に、支払月の前月までの分が支払われます。

支払月	2月	5月	8月	11月
支給対象月	11月～1月分	2月～4月分	5月～7月分	8月～10月分

【所得制限】

申請者本人、その配偶者又は生計をともにする扶養義務者の前年の所得額が、限度額を超えるときは、手当が支給されません。

【その他】

次の場合には手当が受けられません。

- ・ 障がいを支給事由とする公的年金を受けることができる方
- ・ 児童福祉法で定める障害児入所施設などに入所されている方
- ・ 本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている方

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 こども課 子育て支援係 電話：0982-63-1140（代表）

※ 詳細については、役場担当係にお問い合わせするか、または「宮崎県」のホームページをご覧ください。

③特別児童扶養手当

精神、知的または身体障がい等(内部障がいも含む。)で、中程度以上の障がいにある等の支給要件を満たす20歳未満の児童を監護している父、母又は父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

1級：日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度

2級：他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるもの

【手当額】 ※手当額は改定される場合があります。

1級：児童1人につき月額58,450円（令和8年4月～）

2級：児童1人につき月額38,930円（令和8年4月～）

【申請に必要なもの】

- ・特別児童扶養手当認定請求書
- ・診断書（省略できる場合もあります）
- ・特別児童扶養手当振込先口座申出書
- ・戸籍謄本
- ・その他

【支払】

毎年4月、8月、11月に支払われます。

支払月	4月	8月	11月
支給対象月	12月～3月分	4月～7月分	8月～11月分

【所得制限】

請求者若しくはその配偶者、又は扶養義務者の前年所得が限度額を超えると手当は支給されません。

【その他】

次の場合には手当が受けられません。

- ・児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- ・児童が障がいを理由として公的年金を受け取ることができるとき

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 こども課 子育て支援係 電話：0982-63-1140（代表）

※ 詳細については、役場担当係にお問い合わせするか、または「宮崎県」のホームページをご覧ください。

④児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。障がい児は20歳未満。）を監護・養育している人に手当を支給し、児童の福祉の増進を図るものです。

【手当額】

扶養している児童の人数と、所得によって変わります。

【申請に必要なもの】

- ・ 児童扶養手当認定請求書
- ・ 診断書（省略できる場合もあります）
- ・ 請求者名義の預金通帳またはキャッシュカード
- ・ 戸籍謄本（公簿で確認できる場合は不要）
- ・ その他

【支払】

年6回2ヶ月分ずつお支払いします。

支払い日は、5月、7月、9月、11月、1月、3月の各奇数月の11日

（この日が銀行の休日の場合は、その前の銀行営業日）です。

【所得制限】

- ・ 前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。
- ・ 限度額を超えると手当は支給されません。

【その他】

- ・ 手当の支給は、申請の翌月分からになりますので、早めに手続きをお済ませ下さい。
- ・ 請求はご本人が行ってください。代理の方では受付できません。
- ・ 書類は1ヶ月以内に証明されたものに限りです。

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 こども課 子育て支援係 電話：0982-63-1140（代表）

※ 詳細については、役場担当係にお問い合わせするか、または「宮崎県」のホームページをご覧ください。

⑤宮崎県心身障害者扶養共済制度

心身障がい者の保護者の相互扶助の精神に基づいて、保護者の亡きあと（保護者が重度障がいになった場合を含む）、障がい者に毎月一定の年金を支給し、生活の安定と福祉の増進を図ろうとするものです。

【加入要件】

次の要件に該当する人です。

- ・ 現在心身障がい者を扶養していること
- ・ 宮崎県内に住所を有していること
- ・ 65歳未満であること
- ・ 民間の生命保険に加入できないような病気や障がいのないこと

【対象となる心身障がい者】

次のいずれかに該当し、将来独立自活することが困難な人です。

- ・ 知的障がい者（療育手帳所持者又はこれと同程度の者）
- ・ 身体障がい者（身体障害者手帳所持者で障害程度等級表1～3級に該当する者又はこれと同程度の者）
- ・ 精神または身体に永続的な障がいがあり、前2つと同程度の者（医師の診断に基づき、障がい永続すると認められる者）

【掛金額】

- ・ 加入時の年齢や加入口数により異なります。
- ・ 経済的理由により掛金を納入することが困難な人のために、掛金1口目については、減免制度を設けています。

【支払額】

- ・ 加入者が亡くなった（加入者が重度障がいとなった場合を含む）ときから、障がい者に一生を通じて1口につき毎月2万円が支給されます。
- ・ 弔慰金や脱退一時金の支給もあります。

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 福祉課 障がい福祉係 電話：0982-63-1140（代表）

※ 詳細については、役場担当係または「宮崎県福祉保健部障がい福祉課（0985-32-4468）」にお問い合わせするか、もしくは「福祉医療機構」のホームページをご覧ください。

⑥障害年金

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

病気やけがで初めて医師の診療を受けたときに、国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障がいが残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる制度があります。

また、障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 町民健康課 国民年金係 電話：0982-63-1140（代表）

※ 詳細については、役場担当係または「延岡年金事務所（0982-21-5424）」にお問い合わせするか、もしくは「日本年金機構」のホームページをご覧ください。

3. 医療費について

①自立支援医療制度（更生医療・育成医療・精神通院）

心身の障がい除去・軽減のための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

（1）更生医療

身体障がい者（身体障害者手帳を所持している18歳以上）で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

●心臓機能障がい

経皮的冠動脈形成術、ペースメーカー移植術、弁置換術、心臓移植術、心臓移植後の抗免疫抑制療法など

●じん臓機能障がい

人工透析療法（血液透析、腹膜透析）、じん臓移植術、じん臓移植後の抗免疫療法

●肝臓機能障がい

肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法

●肢体不自由

人工関節置換術、人工骨頭置換術、関節形成術、など

●視覚障がい

角膜移植術、網膜剥離手術、水晶体摘出術など

●聴覚障がい

外耳道形成術、鼓室形成術、など

●音声・言語、そしゃく機能障がい

口唇形成術、口蓋形成術、人工喉頭形成術、など

●免疫機能障がい

抗HIV療法、免疫調整療法、など

●小腸機能障がい

中心静脈栄養法及びこれに伴う医療

（2）育成医療

身体に障がいのある児童（18歳未満）で、その身体障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

※対象となる医療は、更生医療と同じです。

（3）精神通院医療

統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。

【申請に必要なもの】

- ・ 自立支援医療費支給認定申請書
- ・ 県が指定する医師の意見書または診断書
- ・ 加入している医療保険が確認できるもの
- ・ 個人番号が確認できるもの
- ・ 印鑑
- ・ 特定疾病医療受療証（人工透析の場合）

※ 更生医療については、身体障害者手帳の取得が前提となります。

同時申請ができる場合もありますので、「役場福祉課障がい福祉係」か「医療機関」にお問い合わせください。

【自己負担額】

原則として、医療費の1割です。（食費については全額自己負担です。）

【自己負担上限月額】

	所得区分 (医療保険の世帯単位)	更生医療 精神通院医療	育成医療	重度かつ継続
一定所得以上	市町村民税所得割 235,000円以上	対象外	対象外	20,000円
中間所得 2	市町村民税所得割 33,000円以上235,000円未満	総医療費の1割 又は高額療養費 (医療保険)の 自己負担限度額	10,000円	10,000円
中間所得 1	市町村民税所得割 33,000円未満		5,000円	5,000円
低所得 2	市町村民税非課税 (低所得 1 を除く)	5,000円		
低所得 1	市町村民税非課税 (本人又は障害児の保護者 の年収80.9万円以下)	2,500円		
生活保護	生活保護世帯	0円		

令和8年4月1日時点

※ 「重度かつ継続」の範囲

[更生・育成]

腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓の機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の者

[精神通院]

①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）の者

②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

【その他】

- ・ 原則として事前の申請が必要です。県での判定が必要になるものもありますので、決定までに時間がかかる場合があります。
- ・ 制度の適用となるのは、県の指定を受けた医療機関です。医療を受ける医療機関についても事前に申請が必要です。

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 福祉課 障がい福祉係

こども課 子育て支援係 電話：0982-63-1140（代表）

②重度障がい者（児）医療費助成事業

重度障がい者（児）の福祉の増進を図るため、保険診療等に係る医療費に対する助成制度です。

【助成対象者】

以下のいずれかに該当し、市町村から受給資格者証の交付を受けた者

- ・ 身体障害者手帳1級又は2級を所持する者
- ・ 療育手帳A（重度）を所持する者
- ・ 身体障害者手帳3級と療育手帳B1（中度）を併せて所持する者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者

【自己負担額】

・ 入院：1,000円/月

・ 通院：1診療報酬明細等につき500円/月

※保険薬局での調剤サービスは、診療と一連の受診とみなし、自己負担はありません。

※精神障害者保健福祉手帳1級所持者（他の障害者手帳との重複所持者を除く。）に

あつては、精神疾患による精神科入院に係る費用は対象外となります。

※入院・入院外ともに保険適用範囲外の金額や食事代は対象外となります。

【助成方法】

原則として現物給付方式です。医療機関で受給者証を提示してください。

※県外の医療機関を受診した際は、通常の保険負担割合分が一旦自己負担となります。

後日、領収書を添付して申請をすれば、指定口座に助成額が支給されます。

【所得制限】

- ・ 重度障がい者本人、その配偶者及び扶養義務者について、所得制限があります。
- ・ 一定以上の所得（1月から7月診療分は「前々年の所得」、8月から12月診療分は「前年の所得」）があったときには、助成の対象外となります。

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 福祉課 障がい福祉係

電話：0982-63-1140（代表）

③後期高齢者医療制度

65歳以上75歳未満の方で一定の障がいがある方は、申請して認定を受けることで加入できます。

【窓口負担割合】

所得区分により、1割～3割

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 町民健康課 医療保険係 電話：0982-63-1140（代表）

④ひとり親家庭医療費助成事業

父または母に基準に該当する障がいがあるか、もしくは父または母がいないひとり親家庭に対する医療費の助成制度です。

【自己負担額】

1,000円/月

※1人当たりのひと月の医療費が1,000円を超えた時に申請できます。

※入院・入院外ともに保険適用範囲外の金額や食事代は対象外となります。

【助成方法】

- ・原則として入院については現物給付方式です。医療機関で受給者証を提示してください。
- ・外来や調剤薬局、県外の病院に入院した場合については償還払方式となります。後日、領収書を添付して申請をすれば、指定口座に助成額が支給されます。

【助成期間】

養育する（一番下の）子が20歳に到達した月の末日まで。

【所得制限】

あり

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 こども課 子育て支援係 電話：0982-63-1140（代表）

4. 福祉用具等について

①補装具

身体に障がいのある人の身体機能を補完・代替するための補装具の購入や修理に係る費用を支給します。

(労働災害補償保険法、医療保険(治療用装具)、介護保険等の対象となる方は、そちらが優先です。)

【種類】

視覚障がい	義眼、眼鏡、視覚障害者安全つえ
聴覚障がい	補聴器、人工内耳(修理のみ)
音声、言語機能障がい	重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由	義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、 車載用姿勢保持装置、歩行補助つえ、 起立保持具(児のみ)、排便補助具(児のみ)

【申請に必要なもの】

- ・申請書
- ・補装具費支給意見書

※事前に申請が必要です。

あらかじめ購入する事業者を決め、補装具の確認をしてください。

【決定】

県または町の判定により決定します。

※県の判定には、宮崎県身体障害者相談センター等に来所する必要があるものもあります。

【自己負担額】

原則として、1割負担。

世帯の所得に応じ、以下の負担上限月額を設定。

生活保護	生活保護世帯に属する者	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

【助成方法】

原則として、現物給付方式。

【所得制限】

- ・障がい者又はその配偶者の市町村民税所得割の納税額が46万円以上の場合には対象外。
- ・障がい児については、所得制限なし。

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 福祉課 障がい福祉係

こども課 子育て支援係

電話：0982-63-1140(代表)

②軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児の健全な発達を支援するため、補聴器の購入費用等の一部助成を行なっています。

【対象者】

1. 保護者が門川町内に住所を有していること。
2. 18歳以下（18歳到達年度まで）であること。
3. 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、聴覚障がいに関し、身体障害者手帳の交付対象とならないこと。
ただし、医師が必要と認める場合は30デシベル未満も対象とする。
4. 宮崎大学医学部附属病院難聴支援センターの医師が補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると判断していること。
5. 他の法令等に基づき補聴器購入の助成等を受けていないこと。

【申請に必要なもの】

- ・申請書
- ・意見書

（宮崎大学医学部附属病院難聴支援センターの医師が、軽度・中度難聴児の聴力の検査を実施した上で交付したもの）

- ・意見書の処方に基づき補聴器販売事業者が作成した補聴器の見積書

※事前に申請が必要です。

あらかじめ購入する事業者を決め、補装具の確認をしてください。

【決定】

- ・町の判定により決定します。
- ・装用効果の高い側の片耳分への支給を原則とします。

【自己負担額】

1台につき基準価格の3分の1。

ただし、生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯の場合は基準額の全額を補助します。

【助成方法】

原則として、現物給付方式。

【所得制限】

保護者若しくはその配偶者又は扶養義務者の所得が特別児童扶養手当の所得制限限度額以上の場合は対象外。

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 こども課 子育て支援係 電話：0982-63-1140（代表）

③日常生活用具給付事業

日常生活を支援するための用具を給付します。※事前に申請が必要です。

【用具種類】

●視覚障がい

火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字器、点字タイプライター、点字ディスプレイ、視覚障害者用ワープロ、盲人用体温計、盲人用時計、盲人用体重計、点字図書、情報・通信支援用具、視覚障害者用ポータブルレコーダー、聴覚障害者用活字文書読上げ装置

●聴覚障がい又は平衡機能障がい

聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、福祉電話（貸）、ファックス（貸）

●音声機能・言語機能障がい又はそしゃく機能障がい

携帯用会話補助装置

●肢体不自由

特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動用リフト、訓練椅子、訓練ベッド、入浴補助具、入浴担架、便器、特殊便器、特殊尿器、移動・移乗支援用具、T字杖つえ、棒杖つえ

●内部機能障がい

ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引機、吸引・吸入両用器、酸素ボンベ運搬車、パルスオキシメーター、人工喉頭、透析液加湿器、スチーム装具、紙おむつ、収尿器、排せつ管理支援用具、住宅改修

【申請に必要なもの】

・申請書

※ あらかじめ購入する事業者を決め、用具の確認をしてください。

【決定】

町の判定により決定します。

【自己負担額】

原則として、1割負担。

世帯の所得に応じ、以下の負担上限月額を設定。

生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

【助成方法】

原則として、現物給付方式。

【所得制限】

市町村民税所得割額が46万円以上の者がいる世帯に属する者は対象外。

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 福祉課 障がい福祉係

こども課 子育て支援係

電話：0982-63-1140（代表）

④小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活を支援するための用具を給付します。

【用具種類】

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助具、特殊尿器、チューブ型包帯、頭部保護帽、車椅子、ネブライザー、人工鼻、体位変換器、ストーマ装具、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター、クールベスト、紫外線カットクリーム

【申請に必要なもの】

- ・申請書
- ・小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- ・業者が作成した給付を希望する用具の見積書
- ・給付を希望する用具の仕様が分かる書類

※事前に申請が必要です。

あらかじめ購入する事業者を決め、用具の確認をしてください。

【決定】

町の判定により決定します。

【自己負担額】

扶養義務者世帯の課税状況により異なります。

【助成方法】

原則として、現物給付方式。

【所得制限】

あり

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 こども課 子育て支援係 電話：0982-63-1140（代表）

5. 助成事業について

①人工血液透析患者通院交通費助成事業

血液透析療法の治療を受けている方の通院に要する交通費の一部を助成します。

【助成額】

自宅から病院までの片道距離により、下記の通り交付します。

自宅から病院までの片道距離	月額助成額
0km～10km未満	2,000円
10km～20km未満	4,000円
20km以上	6,000円

【申請方法】

更生医療（透析）受給者に申請の案内をします。

助成対象決定後は、支払月の10日までに「通院証明書（病院記入）（前3ヶ月分）」を提出してください。

【支払】

毎年1月、4月、7月、10月の24日（土、日、祝日の場合は前日）に、それぞれの前月までの分を交付します。

支払月	1月	4月	7月	10月
支給対象月	10月～12月分	1月～3月分	4月～6月分	7月～9月分

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 福祉課 障がい福祉係 電話：0982-63-1140（代表）

②重度障がい者タクシー料金助成

自家用車を所有していない重度障がい者の方を対象に、タクシー料金の一部を助成します。

【対象者】

「身体障害者手帳1級または2級」、「療育手帳A」、「精神障害者保健福祉手帳1級」のいずれかを所持し、以下の要件を全て満たす方

- ・門川町内に住所を有する（入所中及び入院中は対象外）
- ・町県民税所得割が非課税である（20歳未満の場合は町県民税所得割の非課税世帯）
- ・同一世帯内または同一住所内で自家用車を所有していないこと

【助成内容】

- ・タクシー利用券・・・・・・・・基本料金の額（初乗り料金相当）
- ・車いす用タクシー利用券・・・・・・・・基本料金の額に福祉料(上限500円)を加えた額

【自己負担額】

障害者手帳提示による利用料金割引（1割引き）を受けた後、助成額を差し引いた額が利用者の支払額となります。

例：初乗料金500円、運賃総額2,000円の場合

【例①タクシー利用券】

運賃総額（2,000円）－手帳割引額（200円）－基本料（500円）＝1,300円

手帳割引 (1割引)	基本料金額 (初乗料金額)	利用者支払額
200円	500円	1,300円

【例②車いす用タクシー利用券】

運賃総額（2,000円）－手帳割引額（200円）－基本料（500円）－福祉料（500円）＝800円

手帳割引 (1割引)	基本料金額 (初乗料金額)	福祉料 (上限額：500円)	利用者支払額
200円	500円	500円	800円

※手帳提示による利用料金の各種割引（1割引）は、はじめに運賃総額に適用させます。

【使用上の注意】

- ・表紙に記載された本人に限り使用できます。
- ・必ず運転手に手帳を提示してください。
- ・有効期限を過ぎた場合は使用できません。
- ・転出など異動があった場合は、必ず返納してください。
- ・本券は年1回のみでの交付とし、紛失・盗難等に遭われた場合でも再発行はできません。
- ・出発地または到着地が門川町内に限り有効です。
- ・1回の乗車につき1枚利用できます。
- ・利用できる事業者は、町に登録のある事業所です。

【その他】

- ・窓口で申請された場合、交付まで10～15分程お時間がかかります。あらかじめご了承ください。
- ・郵便での申請も受け付けております。郵便での申請の場合、交付は後日郵送となります。
- ・有効期間は申請日の翌3月末となります。（最長で4月から3月の1年間）
- ・4月以降も引き続き利用するには再度申請が必要です。早めの申請をお願いします。

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 福祉課 障がい福祉係 電話：0982-63-1140（代表）

③身体障がい者自動車運転免許取得助成事業

門川町内に住所がある方に対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

【対象者】

次に掲げる要件のいずれかに該当する方。

- ・身体障害者手帳（1級～3級）の交付を受けている方
- ・身体障害者手帳（4級以下）の交付を受けている方で、自動車に身体に応じた操向装置及び駆動装置を講ずることが必要とされている方
- ・身体障害者手帳（4級以下）の交付を受けている方で、並びに補聴器の使用が必要とされている聴覚障がい者

【助成額】

自動車運転免許の取得に直接要した費用の3分の2以内。

※ただし、10万円を限度とする。

【申請に必要なもの】

- ・自動車運転免許取得助成事業計画書
- ・収支予算書
- ・身体障害者手帳の写し
- ・自動車教習所等の入所見込み又は入所を証する書類
- ・自動車教習所等の教習料を明らかにする書類
- ・運転免許取得に関して条件が必要であると判定された方については、判定結果についての書類
- ・施設入所者は、施設長の許可書

【所得制限】

特別障害者手当で用いる所得制限限度額を超えない世帯である方

【その他】

- ・事前申請が必要です。
- ・取得後に実績報告が必要です。
- ・年度内に完了しないときは無効となります。その場合は、翌年度に再申請が可能です。

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 福祉課 障がい福祉係 電話：0982-63-1140（代表）

④身体障がい者自動車改造助成事業

門川町内に住所がある方に対し、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【対象者】

次に掲げる要件のいずれにも該当する方。

- ・ 身体障害者手帳（1級～4級）の交付を受けている方
- ・ 自動車の運転免許を持っている方
- ・ 身体に応じた操向装置及び駆動装置を講ずる必要があり、かつ、自動車を所有する方

【助成額】

自動車の改造に直接要した費用。

※ただし、10万円を限度とする。

【申請に必要なもの】

- ・ 自動車改造助成事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 身体障害者手帳の写し
- ・ 自動車車検証の写し(購入と同時の場合は見積書)
- ・ 改造施行業者の見積書及び改造部位のパンフレット等
- ・ 運転免許証の表裏両面の写し(自動車運転免許取得助成事業と同時申請の場合は不要)
- ・ 改造車持込証明書（自動車運転免許取得助成事業と同時申請の場合）

【所得制限】

特別障害者手当で用いる所得制限限度額を超えない世帯である方

【その他】

- ・ 事前申請が必要です。
- ・ 改造完了後に実績報告が必要です。
- ・ 年度内に完了しないときは無効となります。その場合は、翌年度に再申請が可能です。

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 福祉課 障がい福祉係 電話：0982-63-1140（代表）

⑤生活福祉資金貸付

経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的として、資金貸付の相談等を行っています。

【貸付限度額】

資金種類により異なります

【申請・問い合わせ先】

門川町社会福祉協議会 電話：0982-63-7210

6. 減免・割引等について

①所得税・住民税等の控除

障がいの種別や程度により、所得税や市町村民税等の控除が受けられます。

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 税務課 住民税係 電話：0982-63-1140（代表）

②自動車税の減免

障がい者等の方のために使用する自動車について、自動車税(軽自動車税)が減免されます。

【対象者】

- ・ 障がいの級別や程度、本人運転の場合と生計同一者等運転の場合で異なります。
- ・ 原則として、自動車検査証の「所有者」の氏名が身体障がい者等本人であり、「自家用」のもの。
- ・ 身体障がい者等一人につき一台に限り。

【申請・問い合わせ先】

普通自動車：日向県税・総務事務所 電話：0982-52-4147
軽自動車：門川町役場 税務課 住民税係 電話：0982-63-1140（代表）

③NHK放送受信料免除

「日本放送協会受信料免除基準」に該当する場合は、受信料の全額または半額が免除となります。

【全額免除】

障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合

【半額免除】

- ・ 視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合
- ・ 障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度の方が世帯主で受信契約者の場合
重度→ 身体障害者手帳 1級または2級
療育手帳 A
精神障害者保健福祉手帳 1級

【その他】

半額免除の申請手続きについては、マイナンバーカードをお持ちで、マイナポータルの利用登録されている方は、インターネットでの手続きもできます。

（一部の半額免除事由を除く）

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 福祉課 障がい福祉係 電話：0982-63-1140（代表）
NHKふれあいセンター（受付時間：9時00分～18時00分） 電話：0570-077-077

④かどっぴータクシー運賃割引

障害者手帳を提示することで、かどっぴータクシーの運賃が半額となります。

【割引後の料金】

大人100円 子供（小学生以下）50円

【問い合わせ先】

門川町役場 企画戦略課 まちづくり政策係 電話：0982-63-1140（代表）

※ 各路線の運行時間帯、運行曜日、運行便数等については「かどがわ町公共交通ガイドブック」をご参照ください。

⑤タクシー運賃割引

障害者手帳を提示することでタクシー料金が1割引きになります。

【問い合わせ先】

詳細については、各タクシー会社にお問い合わせください。

⑥バス運賃割引

障害者手帳を提示することで宮崎交通バスの運賃が割引になります。

【運賃割引内容】

- 普通運賃 … 5割引（大人・小児ともに）
 ※10円未満の端数は切り上げ
 ※障がいのある小学生の場合は「大人運賃の半額の半額」
- 定期券運賃 … 3割引（大人のみ）※小児は通常の小児定期運賃
- 介護人（引率者）の割引
 … 障がい者本人が「要介護」と認定されている場合に限り、
 介護人1名まで5割引

【問い合わせ先】

詳細については、各バス会社にお問い合わせください。

⑦ 鉄道運賃割引

障害者手帳を提示することで運賃が割引になります。

	割引対象	乗車券種類別	割引率	注意事項
第1種	本人単独	普通乗車券	50%	片道101km以上ご利用の場合に限りです。
	本人と介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券		介護者の方はお1人のみ割引が適用できます。 小児定期は割引を適用できません。 介護者の方が通学定期の資格をお持ちの場合も通勤定期となります。 ご本人さまと介護者の方は、同一種類・区間の乗車券類を同時に購入していただきます。
本人単独		普通乗車券		片道101km以上ご利用の場合に限りです。
第2種	本人(12才未満)と介護者	定期乗車券		介護者の方はお1人のみ割引が適用できます。 小児定期は割引を適用できません。 介護者の方が通学定期の資格をお持ちの場合も通勤定期となります。 ご本人さまと介護者の方は、同一種類・区間の乗車券類を同時に購入していただきます。

令和8年4月1日時点 (JR九州ホームページより)

【問い合わせ先】

詳細については、各鉄道窓口にお問い合わせください。

⑧ 航空運賃割引

障害者手帳を提示することで運賃が割引になります。

【対象者】

搭乗時の年齢が満3歳以上

障がい者本人と同一便に搭乗される介護者の方 (お一人様まで)

【問い合わせ先】

詳細については、各航空会社にお問い合わせください。

※ 割引適用要件や割引率等については、航空会社により異なります。

⑨ 船舶運賃割引

障害者手帳を提示することで運賃が割引になります。

【対象者】

第1種 本人、介護者1名

第2種 本人のみ適用

【問い合わせ先】

詳細については、各船舶会社にお問い合わせください。

※ 割引適用要件や割引率等については、船舶会社により異なります。

⑩かどがわ温泉心の杜入浴料割引

障害者手帳を提示することで入浴料が割引になります。

【料金】

大人(高校生以上) 600円 → 310円

【問い合わせ先】

かどがわ温泉 心の杜 電話：0982-63-7780

⑪携帯電話料金割引

携帯電話の基本使用料や、各種サービスの月額使用料の割引等があります。

【問い合わせ先】

詳細については、各携帯電話会社にお問い合わせください。

※ 割引適用要件や割引率等については、各携帯電話会社により異なります。

⑫有料道路通行料割引

障がい者本人が乗車している場合に、通常料金（ETCをご利用の方はETC通常料金）の半額となります。

【対象者】

- 障がい者ご本人が運転する場合

身体障がい者手帳の交付を受けている方のみが対象

- 障がい者ご本人以外の方が運転する場合

「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第1種」の重度身体障がい者手帳又は 重度療育手帳の交付を受けている方が対象

【申請に必要なもの】

- ・ 障害者手帳
- ・ 自動車検査証
- ・ ETCカード（本人名義）（18歳未満については親権者等名義で可）
- ・ ETC車載器セットアップ申込書・証明書等
- ・ 運転免許証（本人が運転する場合）

※ETCを利用しない場合は、ETCカードやETC車載器セットアップ申込書・証明書等は不要。

【その他】

事前の申請が必要です。

ETCを利用する場合、オンライン申請もできます。

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 福祉課 障がい福祉係 電話：0982-63-1140（代表）

有料道路ETC割引登録係（受付時間：平日9時00分～17時00分） 電話：045-477-1233

※ 詳細については、役場担当係にお問い合わせするか、または「NEXCO西日本」のホームページをご覧ください。

7. その他の支援事業について

①思いやり駐車場利用証

公共的施設に設置された身体障がい者用駐車場等を適正に御利用いただくため、県内共通の利用証を交付し、本当に必要な方のための駐車スペースの確保を図る制度です。

利用証は以下の3種類です。

- 赤色の利用証 → 車いす利用者用
- 緑色の利用証 → 車いす利用者を除く障がい者、難病の方、介護保険の要介護者用
- オレンジ色の利用証 → 妊産婦、けが人等用

【対象者】

以下の交付基準に該当する方のうち、歩行が困難な方、一時的に歩行が困難な方、移動の際に特別な配慮が必要な方

区分	交付基準	確認書類		
身体障がい者	視覚障がい	4級以上	身体障害者手帳	
	平衡機能障がい	5級以上		
	肢体不自由	下肢		2級以上
		上肢		6級以上
		体幹		5級以上
	脳原	上肢機能		2級以上
		移動機能		6級以上
	心臓機能障がい	4級以上		身体障害者手帳
	じん臓機能障がい			
	呼吸器機能障がい			
ぼうこう又は直腸の機能障がい				
小腸機能障がい				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい				
肝臓機能障がい				
知的障がい者	療育手帳「A」	療育手帳		
精神障がい者	精神手帳「1級」	精神障害者保健福祉手帳		
高齢者	要介護度「要介護2」以上	介護保険被保険者証		
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者等	特定医療費（指定難病）受給者証等		
妊産婦	単胎児	産前4か月～産後3か月である方	母子健康手帳	
	多胎児	産前4か月～産後18か月である方		
けが人等	けが等により 車いす、杖を使用する方等	医師の診断書		

【その他】

- ・ 制度対象駐車場を利用する際、車内のルームミラー等にかけて、外側から見えやすいように提示してください。
- ・ 宮崎県が発行する利用証は各府県の協力施設でも利用することができます。
- ・ 有効期間の満了（妊産婦、けが人等）や障がいの軽減等により利用証の交付対象でなくなった場合は最寄りの申請窓口（県又は市町村）へ返却してください。

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 福祉課 障がい福祉係	電話：0982-63-1140（代表）
宮崎県 障がい福祉課	電話：0985-32-4468
北部福祉子どもセンター	電話：0982-35-1700
日向保健所	電話：0982-52-5101

※ 郵送での申請もできます

郵送申請先 〒880-8501 宮崎県福祉保健部障がい福祉課

注意：住所記載は不要です。郵便番号と担当課名の記載のみで届きます。

② 駐車禁止規制適用除外標章

障がいの種別や程度により、本人使用中の駐車車両に限り、駐車禁止等除外標章を駐車車両の前面ガラスに掲示することにより、駐車禁止等規制の対象から除外されます。

【その他】

駐車除外標章を掲出しても駐車することができない場所がありますのでご注意ください。

【申請・問い合わせ先】

日向警察署 交通課 電話：0982-53-0110

③ 障がい者雇用相談

障がいをお持ちの方向けに、就職から職場定着までの相談にのる窓口があります。

【相談窓口】

ハローワーク日向	電話：0982-52-4131
ひゅうが障害者就業・生活支援センター	電話：0982-57-3007

※ 事前にお電話で予約してください。

④ 手話奉仕員派遣事業

聴覚障がい者等に対して、コミュニケーション支援を行うため、手話奉仕員を派遣します。

【申請・問い合わせ先】

門川町社会福祉協議会 電話：0982-63-7210

※ 事前にお電話でご相談ください。

⑤ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークは、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。

【申請に必要なもの】

- ・障がい確認できるもの
- ・障がい確認できないものがない場合は「申告書」

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 福祉課 障がい福祉係 電話：0982-63-1140（代表）

宮崎県 障がい福祉課 電話：0985-32-4468

※ ヘルプカードについては、「宮崎県」のホームページからもダウンロードできます。

⑥ことばの教室

発音、どもり、コミュニケーションなどで気になることがあるお子さんを対象に、言語聴覚士による訓練を行っています。

毎週木曜日、予約制で一人30分程度です。

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 こども課 母子保健係 電話：0982-63-1140（代表）

8. 障害福祉サービス等について

①障害福祉サービス

障がいのある方が地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるように支援するための制度です。

【対象者】

身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がい（発達障害を含む）のある方、難病患者等で一定の障がいのある方が対象となります。

※障害福祉サービスの中には、介護保険と重複するサービスがあります。65歳以上の方、40歳～64歳で特定疾病に該当する方は、原則として介護保険が優先されますので、介護保険サービスを利用することとなります。

【サービスの種類】

《訪問系サービス》

(1) 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

(3) 重度障害者等包括支援

障がいにより意思疎通が困難で常に介護を必要とする人に、様々なサービスを包括的に行います。

(4) 行動援護

常に介護を必要とする人に、外出時に排せつ及び食事等の介護その他必要な援助を行います。

(5) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

《入所系サービス》

(6) 施設入所支援

施設入所者に、夜間の入浴、排せつ及び食事等の支援を行ったり、生活等に関する相談や助言その他の必要な支援を行う。

(7) 共同生活援助

共同生活を行う住居で、夜間や休日に、入浴や排せつ、食事の介護等のほか、相談や日常生活上の援助を行います。

《日中活動系サービス》

(8) 生活介護

常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

(9) 療養介護

医療が必要で常に介護を必要とする人に、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理での介護や日常生活上の支援を行います。

(10) 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(11) 宿泊型自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。

(12) 就労選択支援

就労を希望する人に、適切な選択のための支援を行います。

(13) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(14) 就労定着支援

就労支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された方に、関係機関と連携しながら、就労で生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

(15) 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約等に基づく就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。

(16) 就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。

(17) 自立生活援助

施設を利用していた人等の自宅に定期的に訪問し、相談や助言など、自立した日常生活のための環境整備に必要な援助を行います。

(18) 地域移行支援

施設を利用していた人等に、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や、その他の必要な支援を行います。

(19) 地域定着支援

居宅で自立した日常生活を営む上で、支援が見込めない状況にある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態の相談や、その他の必要な支援を行います。

②障害児通所支援

日常生活の自立や集団生活への適応に向けて支援するサービスです。

【サービスの種類】

《通所系サービス》

(1) 児童発達支援

未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行います。

(2) 放課後等デイサービス

就学している障がい児に、放課後や長期休暇中に、生活能力向上のための必要な訓練や、社会との交流促進などの支援を行います。

《訪問系サービス》

(3) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援を行います。

(4) 保育所等訪問支援

保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

《入所系サービス》

(5) 福祉型障害児入所施設

施設に入所している障がい児を保護し、日常生活の指導や知識技能を身につけるための支援を行います。

(6) 医療型障害児入所施設

施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児を保護し、日常生活の指導や知識技能を身につけるための支援や治療を行います。

③サービス利用料

原則1割負担。

ただし、世帯の所得等に応じて負担上限月額が設定されます。

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)	在宅の障がい児	4,600円
	市町村民税課税世帯 (所得割16万円未満)	在宅の障がい者	9,300円
	市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)	障害児施設入所者 20歳未満の入所施設利用者	
一般2	上記以外	入所施設等利用障がい者	37,200円

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障がい児(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※その他、利用するサービスによって負担額軽減のための制度があります。

④相談支援事業所

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

障害福祉サービス等の利用を希望する方に対し、本人やその家族の希望を踏まえ、関係機関と調整しながらサービス等利用計画を作成したり、生活する上での相談や情報提供等の支援を行います。

名称	住所	電話	障がい者	障がい児
門川町社会福祉協議会 相談支援事業所	〒889-0605 門川町庵川西6丁目60番地	0982-63-7210	○	○
あさひ相談センター そーれ	〒889-0601 門川町須賀崎3丁目19番地	0982-63-6366	○	○
障害者相談支援事業所 ゆうあい	〒889-0695 門川町東栄町4丁目6-3	0982-63-2801	○	
ファーストカラー こども相談窓口	〒889-0612 門川町中須5-5	0982-63-3588	○	○
指定特定相談支援事業所 k a p i l i n a	〒889-0601 門川町須賀崎3丁目23番地	0982-95-0791	○	○

令和8年4月1日 現在

⑤サービス利用までの流れ

【サービス利用までの流れ】

- | | |
|-------------------------------|--|
| (1) 相談 | → 町または相談支援事業所に相談します。 |
| (2) 申請 | → 相談の結果、サービスが必要と考えられる場合は、町に申請します。 |
| (3) 調査 | → 町の調査員が面接し、調査項目にそって障がいの状況等についての調査を行います。 |
| (4) 障害支援区分の認定（区分不要のサービスもあります） | → 調査やかかりつけ医による意見書を基に審査会で判定が行われ、どの程度サービスが必要な状態かを決定します。非該当、区分1～区分6までの認定が行われます。 |
| (5) サービス等利用計画案の作成 | → 相談支援事業所がサービス等利用計画案を作成し、町に提出します。 |
| (6) 支給決定 | → 町がサービスや支給量を決定し、申請者に決定通知書・受給者証を交付します。 |
| (7) サービス担当者会議 | → 相談支援事業所・サービス提供事業所・利用者本人等とサービス利用に関する会議を開催します。 |
| (8) サービス等利用計画作成 | → サービス担当者会議を経て、最終的なサービス等利用計画を相談支援事業所が作成し、町に提出します。 |
| (9) 事業所との利用契約 | → 実際にサービスを利用するサービス提供事業所と利用契約をします。 |
| (10) サービス利用 | → 受給者証を事業所に提示して、サービスを利用します。 |
| (11) 一定期毎のモニタリング | → 相談支援事業所が一定期間毎にモニタリングを行い、サービス等利用計画を変更する必要があるか等の確認を行います。 |

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 福祉課 障がい福祉係

こども課 子育て支援係

電話：0982-63-1140（代表）

9. 地域生活支援事業について

地域生活支援事業

障がい者（児）が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、門川町が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業です。

①移動支援事業

屋外での移動が難しい人の自立や社会参加を助けるために、外出するときの移動の支援をします。

【対象者】

- ①身体障害者手帳（肢体不自由）1級～3級所持者
- ②療育手帳A、B-1所持者
- ③精神保健福祉手帳1、2級所持者
- ④指定難病患者

②日中一時支援事業

日中に監護者がいない場合や、家族の就労、介護者の一時的な休息を目的として、日中に一時的にお預かりします。

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持する人または難病患者等で、日中において監護する者がいない人。

③訪問入浴サービス事業

在宅の重度障がい者（児）の清潔の保持、心身機能の維持を図るため、訪問入浴車を利用し、自宅での安全な入浴を支援します。

【対象者】

身体障害者手帳1、2級所持者で、入浴が困難な人。

④地域活動支援センター事業

ものづくり出す創作的・生産的活動や、社会との交流を増やす活動などを行う場所として、障がいのある人の地域生活を支援します。

【対象者】

15歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持する人。

《移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、地域活動支援センター事業》

【サービス利用までの流れ】

- | | |
|---------------|---|
| (1) 相談 | → 町に相談します。
(障害福祉サービスを利用している場合は担当相談支援専門員、
介護保険サービスを利用している場合は担当ケアマネ に相談。) |
| (2) 申請 | → 相談の結果、サービスが必要と考えられる場合は、町に申請します。 |
| (3) 調査 | → 町の調査員が面接し、調査項目にそって障がいの状況等についての調査を行います。 |
| (4) 支給決定 | → 町がサービスや支給量を決定し、申請者に決定通知書・受給者証を交付します。 |
| (5) 事業所との利用契約 | → 実際にサービスを利用するサービス提供事業所と利用契約をします。 |
| (6) サービス利用 | → 受給者証を事業所に提示して、サービスを利用します。 |

【サービス利用料】

原則1割負担。

ただし、世帯の所得等に応じて負担上限月額が設定されます。

所得区分や負担上限月額については、障害福祉サービスと同じです。

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 福祉課 障がい福祉係

こども課 子育て支援係

電話：0982-63-1140（代表）

⑤コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能及びその他の障がい者に対し、円滑な意思疎通を図るため、手話通訳者等の派遣を行います。

【対象者】

手話通訳者等がいなければ、健聴者との円滑な意思の疎通を図ることが困難な聴覚障がい者等。

【申請・問い合わせ先】

門川町社会福祉協議会

電話：0982-63-7210

※事前にお電話でご相談ください。

⑥相談支援事業

障がい者（児）やその家族等からの相談に応じ、情報提供、助言、関係機関との連絡調整を行います。

【対象者】

障がい者（児）やその家族等。

【申請・問い合わせ先】

門川町社会福祉協議会 電話：0982-66-0515

社会福祉法人 浩和会 電話：0982-54-3010

※ 利用料は無料です。

⑦成年後見制度利用支援事業

意思能力に乏しく、日常生活を営むのに支障がある人に、成年後見制度の利用に関する支援を行います。

【対象者】

判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者、精神障がい者等。

【申請・問い合わせ先】

門川町役場 福祉課 地域福祉係 電話：0982-63-1140（代表）

門川町社会福祉協議会 電話：0982-63-7210

10. 門川町内の障がい者（児）福祉関係事業所一覧

令和8年5月1日現在：県指定

※休止中の事業所等が含まれている場合があります。

居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

事業所名	事業所所在地	電話
門川町社会福祉協議会居宅介護事業所	門川町庵川西6丁目60番地	0982-50-4405
ヘルパーステーションこころ	門川町加草1466番地1	0982-63-5115
そよ風ステーション	門川町西栄町3丁目2-12	0982-63-0892
訪問介護事業所 ひなた	門川町門川尾末8586-1	0982-63-3331
ほっとステーション虹	門川町門川尾末8781番地	0982-63-0053
居宅介護事業所フリーダム	門川町門川尾末9079番地	0982-66-5057
悠ライフ 居宅介護事業所	門川町門川尾末9272	0982-63-6580

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

事業所名	事業所所在地	電話
門川町社会福祉協議会居宅介護事業所	門川町庵川西6丁目60番地	0982-50-4405
そよ風ステーション	門川町西栄町3丁目2-12	0982-63-0892
訪問介護事業所 ひなた	門川町門川尾末8586-1	0982-63-3331
ほっとステーション虹	門川町門川尾末8781番地	0982-63-0053
居宅介護事業所フリーダム	門川町門川尾末9079番地	0982-66-5057
悠ライフ 居宅介護事業所	門川町門川尾末9272	0982-63-6580

同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

事業所名	事業所所在地	電話
門川町社会福祉協議会居宅介護事業所	門川町庵川西6丁目60番地	0982-50-4405
ほっとステーション虹	門川町門川尾末8781番地	0982-63-0053
居宅介護事業所フリーダム	門川町門川尾末9079番地	0982-66-5057
悠ライフ 居宅介護事業所	門川町門川尾末9272	0982-63-6580

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

事業所名	事業所所在地	電話
看護小規模多機能ホームこぼる	門川町東栄町2丁目2番地1	0982-63-7771
キャッチボール	門川町南町1丁目5	0982-63-0809

短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

事業所名	事業所所在地	電話
精神障害者生活訓練施設『鳴子川荘』	門川町宮ヶ原4丁目80番地	0982-63-2801
看護小規模多機能ホームこぼる	門川町東栄町2丁目2番21号	0982-63-7771
にっこり（生活介護）	門川町南町1丁目5	0982-63-5510

宿泊型自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。

事業所名	事業所所在地	電話
鳴子川荘	門川町宮ヶ原4丁目80番地	0982-63-2801

共同生活援助

共同生活を行う住居で、夜間や休日に、入浴や排せつ、食事の介護等のほか、相談や日常生活上の援助を行います。

事業所名	事業所所在地(主たる事務所)	電話
グループホーム鳴子橋	門川町宮ヶ原4丁目80番地	0982-63-2511
グループホーム友愛荘		
グループホーム悠	門川町大字門川尾末9272番地1	0982-63-7677
グループホームグリーンハート3号館	門川町大字尾末8829番地25	0982-66-6810
第4ひかりホーム	門川町宮ヶ原2丁目89	0982-37-0158

就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。

事業所名	事業所所在地	電話
悠々工房就労継続支援事業	門川町庵川西6丁目60番地	0982-63-6580
キャッチボール	門川町加草4丁目162-2番地	0982-63-0809
浩洋ワーキングクラブ	門川町宮ヶ原4丁目74番地	0982-63-2801
就労継続支援B型事業所プラス	門川町門川尾末8519-1 2F	0982-60-1303

就労定着支援

就労支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者に、3年間、就労の継続に必要な相談、指導等の支援を行います。

事業所名	事業所所在地	電話
悠々工房就労継続支援事業	門川町庵川西6丁目60番地	0982-63-6580

児童発達支援センター

障がい児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本動作の指導、独立自活に必要な知識の付与又は集団生活への適応のための訓練を行います。

事業所名	事業所所在地	電話
児童発達支援センターあさひ学園	門川町須賀崎3丁目19番地	0982-63-6430

保育所等訪問支援

保育所等を利用する障がい児や保育所等のスタッフに対し、集団生活への適応や保育所等の安定した使用を促すために、保育所等を訪問して専門的な支援を行います。

事業所名	事業所所在地	電話
児童発達支援センターあさひ学園	門川町須賀崎3丁目19番地	0982-63-6430

児童発達支援

未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

事業所名	事業所所在地	電話
門川さくらんぼ保育園	門川町上町2丁目24番地	0982-63-1624
ファーストカラーカレッジ	門川町中須5丁目3番地	0982-54-3453

放課後等デイサービス

就学している障がい児に、放課後や学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。

事業所名	事業所所在地	電話
子どもステーションえんがわ	門川町中須五丁目18番地	080-6410-6599
ファーストカラーカレッジ	門川町中須5丁目3番地	0982-54-3453
児童発達支援さくらんぼ	門川町上町2丁目24番地	0982-63-1624
そよ風らんど	門川町西栄町3丁目2-12	090-1970-8797

11. 地域生活支援事業所一覧

令和8年5月1日 現在

移動支援

屋外での移動が難しい人の自立や社会参加を助けるために、外出するときの移動の支援をします。

事業所名	事業所所在地	電話
門川町社会福祉協議会	門川町庵川西6丁目60番地	0982-50-4405
そよ風ステーション	門川町西栄町3丁目2番12号	0982-63-0892
ほっとステーション虹	門川町大字門川尾末8781番地	0982-63-0053
ヘルパーステーション ところ	門川町大字加草1466番地1	0982-66-1190
悠ライフ	門川町大字門川尾末9272番地	0982-63-6580
夢くらぶ24介護福祉サービス	門川町大字加草1629番地	0982-68-1011
tokoとこ	日向市比良3丁目56番地	0982-95-0778
日向市東臼杵郡立ヘルパーステーション	日向市鶴町1丁目6-2	0982-54-7770
株式会社 サン・ルーム 日向営業所	日向市大字財光寺長江426番地1	0982-50-1007
ケアステーション日向	日向市原町2丁目4-15	0982-66-7113
ファーストカラーホームヘルパーステーション	日向市都町9番12号	0982-54-3453
ヘルパーステーション 虹の色	日向市大字富高318番地山本アパート西の2	0982-66-5857
訪問介護事業所 親和	日向市大字財光寺2992-イ ハイック&K101号	0982-57-3960
訪問介護センター ジャカランダ	日向市浜町3丁目57番地	0982-54-9381
ライフサポート さわらび	日向市平野町1-5	0982-66-7822
ラフィネ介護支援センター	日向市原町3丁目1番24号	0982-55-0003
障害児・者支援施設 ひかり学園	延岡市櫛津町3427番地4	0982-37-0158
訪問介護サービス ななせ	延岡市日の出町2丁目3番地2	0982-22-1777
知的障害者総合福祉施設 向陽の里	国富町大字本庄1407番地	0985-75-2200

日中一時支援

日中に監護者がいない場合や、家族の就労、介護者の一時的な休息を目的として障がい者（児）を日中に一時的に預かります

事業所名	事業所所在地	電話
児童発達支援センター あさひ学園	門川町須賀崎3丁目19番地	0982-63-6430
就労継続支援事業B型 キャッチボール	門川町南町1丁目5番地	0982-63-0809
そよ風ランド	門川町西栄町3丁目2番12号	0982-63-0892
悠々工房	門川町庵川西6丁目60番地	0982-63-6580
tokoとこ	日向市比良3丁目56番地	0982-95-0778
社会福祉法人ひまわり会 あかつき学園	日向市大字塩見15153-1	0982-54-4655
障害福祉サービス事業所 中心の里作業所	日向市美々津町5627番地98	0982-58-0157
白浜学園	日向市大字財光寺1565番地2	0982-52-1580
スマイルホーム360	日向市東郷町山陰乙1812番地	0982-69-3610
生活介護事業所 風舎・つるまち	日向市鶴町3丁目50番地8	0982-66-4400
福祉サービス事業所 PAL	日向市日知屋古田町111	080-9430-0716
B-Core.Club	延岡市安賀多町1丁目4番地9 高島ビル2, 3階	0982-20-8500
Wa	延岡市出北4丁目2438番地1	0982-20-5232
コパン	延岡市塩浜町1丁目1622番地	0982-27-5353
清松園やわらぎの里 日中一時支援事業所	延岡市大武町5296番地	0982-26-5715
障害児・者支援施設 ひかり学園	延岡市櫛津町3427番地4	0982-37-0158
スポーツスタジアムはーと	延岡市古川町57番地2	0982-20-0855
延岡こども発達支援センターさくら園	延岡市古城町4丁目49番地	0982-35-8535
はまゆう園多機能型恒富事業所	延岡市恒富町2丁目11番2	0982-26-5286
放課後クラブいんくる	延岡市北町2丁目1-2	0982-29-2105
みんなの子ども園 あるたす	延岡市北町2丁目2-4	0982-27-2206
放課後等デイサービスかける	延岡市土々呂町2丁目650	0982-29-4162
宮崎県立こども療育センター	宮崎市清武町木原4257-8	0985-85-6500

訪問入浴サービス

在宅の重度障がい者の清潔の保持、心身機能の維持を図るため、訪問入浴車を利用し、自宅での安全な入浴を支援します。

事業所名	事業所所在地	電話
株式会社 サン・ルーム 日向営業所	日向市大字財光寺長江4 2 6 番地1	0982-50-1007

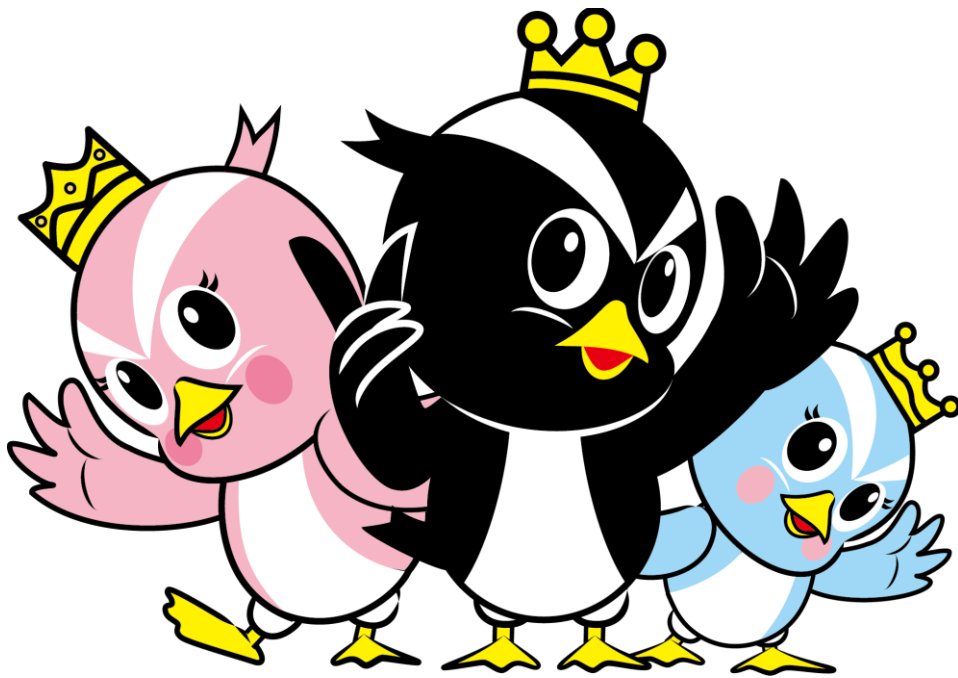
地域活動支援センター

ものをつくり出す創作的・生産的活動や、社会との交流を増やす活動などを行う場所として、障がいのある人の地域生活を支援します。

事業所名	事業所所在地	電話
門川町社会福祉協議会	門川町庵川西6丁目60番地	0982-63-7210

12. 障がい福祉行政機関等一覧

名 称	所在地	電 話	主な相談内容
宮崎県福祉保健部障がい福祉課	宮崎市	0985-26-7068	障がい福祉全般に関する事
宮崎県身体障害者相談センター	〃	0985-29-2556	身体障害者手帳、更生医療、補装具等に関する事
宮崎県精神保健福祉センター	〃	0985-27-5663	精神障害者保健福祉手帳、精神通院医療に関する事
宮崎県福祉総合センター	〃	0985-27-3145	社会福祉、ボランティアに関する事
宮崎県障害者スポーツ協会	〃	0985-27-7417	障がい者スポーツに関する事
電話相談「障がい者110番」	〃	0985-26-3040	障がいに関する事
宮崎県立視覚障害者センター みやざき視覚障がい児・者支援ネットワーク 「愛(EYE)ひなた」	〃	0985-22-5670	視覚障がいに関する事
宮崎県立聴覚障害者センター	〃	0985-38-8733	聴覚障がいに関する事
宮崎県立こども療育センター	〃	0985-85-6500	療育に関する事
宮崎障害者職業センター	〃	0985-26-5226	雇用・就労に関する事
宮崎県障がい者権利擁護センター (宮崎県障がい福祉課内)	〃	0985-26-7068	障がい者虐待・権利擁護に関する事
宮崎県北部福祉こどもセンター (延岡児童相談所)	延岡市	0982-35-1700	療育手帳に関する事
宮崎県延岡発達障害者支援センター	〃	0982-23-8560	発達障がいに関する事
延岡ライトハウス点字図書館	〃	0982-32-2973	点字図書や視覚障がいに関する事
日本年金機構延岡年金事務所	〃	0982-21-5424	障害年金に関する事
宮崎県日向保健所	日向市	0982-52-5101	精神障害、難病に関する事
ハローワーク日向	〃	0982-52-4131	雇用・就労に関する事
日向市障がい者センター あいとびあ	〃	0982-52-5434	障がい者相談・交流、ボランティア養成等に関する事
ひゅうが障がい者就業・生活支援センター	〃	0982-57-3007	障がい者の就業・雇用に関する事
日向市・東臼杵郡障がい児者 基幹相談支援センター	〃	0982-54-3010	障がい福祉、相談支援に関する事
門川町社会福祉協議会	門川町	0982-63-7210	社会福祉、ボランティア等に関する事
門川町障がい者虐待防止センター (福祉課障がい福祉係内)	門川町	0982-63-1140	障がい者虐待に関する事
福祉課 障がい福祉係			障がい福祉(障害者手帳、更生医療、等)に関する事
福祉課 地域福祉係			地域福祉、生活保護等に関する事
福祉課 介護保険係			介護保険、認知症等に関する事
こども課 子育て支援係			児童手当、障がい児福祉等に関する事
こども課 母子保健係			母子保健(母子手帳、予防接種、健康診査)等に関する事
こども課 保育係			保育所等に関する事
町民健康課 医療保険係			国民健康保険、後期高齢者医療に関する事
税務課 住民税係			税控除に関する事
企画戦略課 まちづくり政策係			公共交通に関する事



門川町ホームページ : <https://www.town.kadogawa.lg.jp/>

- * このガイドブックは、令和8年5月1日現在を基準に作成したものです。
記載されている制度内容や事業所情報等については、変更や廃止となっている場合があります。
最新情報や詳細については、各関係機関へお問い合わせください。
- * 申請書等の様式は、門川町のホームページに掲載しているものもあります。
必要に応じてご活用ください。
- * このガイドブックでは、法律名や法律上の名称などを除き、「障害」の表記をせずに、「障がい」と表記しています。